

公立大学法人大分県立看護科学大学契約事務規程

平成18年 4月 1日
規程第 49 号

目次

第1章	総則（第1条）
第2章	競争参加者の資格（第2条－第4条）
第3章	公告等及び競争（第5条－第20条）
第4章	落札者の決定等（第21条－第25条）
第5章	指名競争入札（第26条・第27条）
第6章	随意契約（第28条－第30条）
第7章	契約の締結（第31条－第35条）
第8章	監督及び検査（第36条－第41条）
第9章	代価の収納及び支払（第42条・第43条）
第10章	長期継続契約（第44条・第45条）
第11章	特定調達契約（第46条－第65条）
第12章	雑則（第66条）
	附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約について必要な事項を定め、もって契約事務の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

第2章 競争参加者の資格

（競争入札参加者の資格）

第2条 会計規程第34条第2項の規定により競争入札に加わろうとする者の資格については、大分県知事が定めた要件を準用するものとする。

2 理事長は、前項に規定する者以外の者で一般競争入札に参加しようとする者から一般競争入札参加資格について申請を受けたときは、大分県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。

（競争に参加させることができない者）

第3条 理事長は、売買、貸借、請負その他の契約について競争に付するときは、被保佐人、被補助人及び未成年者が必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第4条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 理事長は、前項のいずれかに該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

第3章 公告等及び競争

(一般競争入札の公告)

第5条 理事長は、一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに本学ホームページ、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は契約の性質上入札準備に支障がないと認められる場合は、その期間を5日までに短縮することができる。

(一般競争入札について公告する事項)

第6条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 競争入札及び開札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

2 理事長は、前項第2号に定める競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を、第5条に規定する公告において明らかにしなければならない。

(指名競争入札における指名通知)

第7条 理事長は、指名競争に付そうとするときは、前条第1項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項を指名した者に文書で通知しなければならない。

2 前項に規定する通知から入札までの必要な期間は、別に定める。

3 前条第2項の規定は、第1項に規定する通知において準用する。

(入札保証金)

第8条 理事長は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に対し、見積金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 前項の入札保証金の納付は、次のいずれかに掲げるものの提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債、地方債等の有価証券
- (2) 銀行又は会計責任者が確実と認める金融機関等に対する定期預金債権
- (3) その他会計責任者が確実と認める担保

(入札保証金の免除)

第9条 理事長は、次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険 契約を締結したとき。
- (2) 第2条に定める資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(予定価格調書の作成)

第10条 理事長は、競争入札に付そうとするときは、あらかじめ契約を締結しようとする事項の仕様書、設計書等に基づき、予定価格を書面（以下「予定価格調書」という。）により作成しなければならない。

2 前項に定める予定価格調書は、封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

3 理事長は、競争入札により工事の請負契約又は工事に関する試験、研究、調査、測量若しくは設計の委託（以下「工事に関する委託」という。）の契約を締結しようとする場合には、予定価格を当該工事又は当該工事に関する委託に係る入札期日の前に公表するものとする。

4 理事長は、前項に定めるところにより予定価格を入札期日の前に公表するときは、第2項の規定にかかわらず、予定価格調書（最低制限価格又は低入札価格調査基準価格が併記されるものを除く。）を封書にしないことができる。

(予定価格の決定方法)

第11条 予定価格は、競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。

ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めるものとする。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格)

第12条 理事長は、契約の内容に適合した履行を確保するため必要があると認めるときは、予定価格の範囲内で最低制限価格を設けることができる。

(入札の執行)

第13条 理事長は、競争入札を執行しようとするときは、次に掲げる事項を記載した入札書を、競争参加者又は代理人（以下「入札者」という。）から提出させなければならない。

- (1) 調達件名
- (2) 入札金額
- (3) 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）
- (4) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名

(代理人による入札)

第14条 代理人が入札しようとするときは、あらかじめ入札者から代理委任状を提出させなければならない。

(開札)

第15条 理事長は、公告等に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(入札会場の入退場の制限)

第16条 理事長は、入札者、入札執行事務に関係のある職員及び前条の規定により立ち会う職員以外の者を、入札会場に入場させてはならない。

- 2 理事長は、入札開始後においては、入札者を入札会場に入場させてはならない。
- 3 理事長は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、一度入場した者を退場させてはならない。

(入札の取りやめ等)

第17条 理事長は、天災その他やむを得ない場合又は入札者が連合し、不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができない状況にあるものと認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効の入札書)

第18条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効のものとして処理し

なければならない。

- (1) 公告等及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書
 - (2) 調達件名及び入札金額のない入札書
 - (3) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のない又は判然としない入札書
 - (4) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
 - (5) 調達件名に重大な誤りがある入札書
 - (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
 - (7) 公告等及び入札説明書に示した入札者に要求される事項を履行しなかった者の提出した入札書
 - (8) その他入札に関する条件に違反した入札書
- 2 前項の無効の入札書については、公告等又は入札説明書においてあらかじめ周知しておくなければならない。

（再度入札）

- 第19条 理事長は、開札をした場合において、入札者の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことができる。
- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合においては、予定価格その他の条件を変更してはならない。

（再度入札の公告期間）

- 第20条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再度入札にしようとするときの公告は、第5条の規定にかかわらず、再度入札の前日から起算して5日前までにするものとする。

第4章 落札者の決定等

（落札者の決定）

- 第21条 理事長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。
- 2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

（最低価格の入札者を落札者としなければならないことができる契約）

- 第22条 会計規程第37条第2項に定める支出の原因となる契約のうち別に定めるものは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る

価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(落札者の決定通知)

第23条 理事長は、前条の規定により落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

(総合評価落札方式)

第24条 会計規程第37条第3項に基づき総合評価落札方式とすることができる場合とは、最低価格落札方式では十分に対応できない調達案件と認めるときとする。

(落札決定後の入札保証金の処理)

第25条 入札保証金は、落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは契約書の取り交わし後に返還するものとする。

2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申し出によりこれを契約保証金に充てることができる。

3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約書の取り交わしをしないときは本学に帰属させるものとし、理事長は、その旨を公告等又は入札説明書においてあらかじめ周知しておかなければならない。

第5章 指名競争入札

(指名基準)

第26条 指名競争に付する場合において、第2条に定める資格を有する者のうちから競争に参加させる者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行がなされないおそれがないと認められる者であること。

(2) 当該指名競争に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること。

(3) 特殊な工事等の契約を指名競争に付する場合において、その工事等の施工又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。

(4) 指名競争に付する工事等の履行期限又は履行場所等により当該工事等に原材料、労務等を容易に調達して施行しうる者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付することが契約上有利と認める場合において、当該調達をして施行することが可能な者又は当該一定地域にある者であること。

(5) 工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有す

る者に行わせる必要がある場合においては当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。

(競争参加者の指名)

第27条 理事長は、指名競争に付するときは、第2条に定める資格を有する者のうちから、前条の基準により、競争に参加する者を原則として5人以上指名しなければならない。

第6章 随意契約

(予定価格調書の省略)

第28条 第10条第1項及び第11条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、次に掲げる場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて価格が定められていること、その他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る随意契約をするとき
- (2) 予定価格が250万円未満で、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略しても支障がないと認められる随意契約をするとき。

(分割契約)

第29条 理事長は、会計規程第36条第1項第6号及び第7号の定めるところにより随意契約によろうとする場合は、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(見積書の徴収)

第30条 理事長は、随意契約による場合は、予定価格が10万円以上の場合においては、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、郵便切手、郵便葉書、現金封筒など単価契約に基づいて購入する物品その他見積書等を徴することが適当でないものについては、この限りでない。

第7章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第31条 会計規程第38条に定める契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

(契約書の取り交わし時期)

第32条 契約書の取り交わしは、7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは合理的と認める期間）に行うものとする。

(契約書の省略)

第33条 会計規程第38条に定める契約書の作成を省略できる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第2条に定める資格を有する者による契約で、契約金額が250万円未満の契約を締結するとき。
 - (2) 物品等を売り払う場合において、買受人が代金を即納して物品等を引き取る時。
 - (3) その他契約書の作成をする必要がないと認めるとき。
- 2 前項の規定による場合は、請書又はこれに代わる契約の事実を明らかにする書類をもって契約書に代えることができる。
- 3 前項の場合において、随意契約に係る一件の契約金額が30万円未満のもので、第30条の規定により見積書を徴するものにあつては、当該見積書によることことができる。

(契約保証金)

第34条 理事長は、契約を締結する者に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、又は第2条の資格を有する者である場合その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 第8条第2項の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用する。

(契約保証金の処理)

第35条 契約保証金は、これを納付した者が契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属させるものとし、理事長は、その旨を公告等又は入札説明書においてあらかじめ周知しておかなければならない。

- 2 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。

第8章 監督及び検査

(監督の方法)

第36条 会計規程第39条第1項に定める監督は、監督を命じられた者（以下「監督職員」という。）が、自ら立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査の方法)

第37条 会計規程第39条第2項に定める検査は、検査を命じられた者（以下「検査職員」という。）が、自ら契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

2 前項の検査は、相手方から給付を終了した旨の通知を受領後速やかに実施しなければならない。

(検査調書の作成)

第38条 検査職員は、検査を完了した場合は、検査調書を作成しなければならない。

2 理事長は、次条に定める場合を除き、前項の規定による検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。

3 検査職員は、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びとるべき措置についての意見を検査調書に記載しなければならない。

(検査調書の省略)

第39条 前条第1項に定める検査調書は、第37条第2項の通知に検査職員の検査済の表示をし、検査職員が記名することにより、これに代えることができる。

2 請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって当該契約金額が250万円未満の契約に係るものについては、検査調書の作成を省略することができる。ただし、前条第3項に定める場合はこの限りでない。

(監督及び検査の委託)

第40条 理事長は、必要があると認めるときは、監督及び検査を、本学の職員以外の者に委託して行わせることができる。

2 理事長は、前項の場合において、特別の必要がある場合を除き、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した文書を作成しなければならない。

(兼職禁止)

第41条 検査職員及び前条第1項の規定により検査を委託された者は、特別の必要がある場合を除き、監督職員及び前条第1項の規定により監督を委託された者を兼ねることができない。

第9章 代価の収納及び支払

(代価の収納)

第42条 理事長は、資産を売り払い、貸し付け又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該資産の引渡し、移転の登記又は登録の前、若しくは使

用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め、分割して納入させることを約定することができる。

- 2 理事長は、契約の性質上前項の規定により難いときは、その代価を後納させることを約定することができる。

(代価の支払)

第43条 代価の支払方法及び時期については、別に定める。

- 2 理事長は、契約の性質上前項の期間内に代価を支払うことが不相当と認めるときは、別に支払期間を約定することができる。
- 3 理事長は、契約により、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、代価の一部を支払う必要がある場合は、給付の完了前に代価の一部を支払うことができる。

第10章 長期継続契約

(長期継続契約ができるもの)

第44条 理事長は、翌年度以降にわたり、次の各号に掲げる電気、ガス若しくは水又は電気通信の役務についてその供給又は提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。

- (1) 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者が供給する電気
- (2) ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者が供給するガス
- (3) 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者が供給する水又は同条第6項に規定する専用水道の設置者が供給する水
- (4) 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が提供する電気通信の役務

- 2 理事長は、翌年度以降にわたり、次の各号に掲げる契約を締結することができる。
ただし、(3) から (11) の契約で、物品を借り入れる契約にあっては、商習慣上複数年にわたり契約を締結することが一般的であると認められるもの、役務を受ける契約にあっては、当該役務の提供を年間を通じて受ける必要があると認められるものに限る。

- (1) 電子計算機その他の事務用機器を借り入れる契約
- (2) 庁舎その他の施設の管理業務を委託する契約

- (3) 試験研究、分析測定、医療その他の業務の用に供する機器（以下「業務用機器」という。）を借り入れる契約
- (4) 寝具類を借り入れる契約
- (5) 事務用機器及び業務用機器の保守管理業務を委託する契約
- (6) 庁舎その他の施設に付随する電気設備、通信設備、冷暖房設備、昇降設備、給排水設備、消防設備、空調設備及び浄化設備の保守管理業務を委託する契約
- (7) 情報処理システムの保守及び運用の業務を委託する契約
- (8) 廃棄物の処理業務を委託する契約
- (9) 自動車の運行業務を委託する契約
- (10) 給食の業務を委託する契約
- (11) 文書等集配業務に関する役務の提供を受ける契約

（長期継続契約の契約期間）

- 第45条 前条第2項の（1）及び（3）から（5）までに規定する契約の期間は、5年を超えることができない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 2 前条第2項の（2）及び（6）から（11）までに規定する契約の期間は、3年を超えることができない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第11章 特定調達契約

（用語の意義）

第46条 この規程の第11章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特例政令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）
- (2) 特定役務 二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス若しくは同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節5（b）に掲げるサービスに係る役務
- (3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当

該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）

(4) 特定調達契約 特例政令の規定が適用される調達契約

(5) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類
の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約

(競争入札参加者の資格審査等)

第47条 理事長は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の申請をまって、入札参加資格の有無を決定し、その結果を当該申請をした者に通知しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の審査の結果、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格がないと認めた者から請求があるときは、当該資格がないと認めた理由を書面により通知しなければならない。

3 理事長は、第1項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格を審査したときは、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。

(競争入札参加者の資格に関する公示)

第48条 特例政令第4条の公示をするときは、次の各号に掲げる事項を本学ホームページに登載しなければならない。

- (1) 調達をする物品等又は役務の種類
- (2) 前条第1項に規定する申請の方法
- (3) 第2条に規定する資格の有効期間及び当該期間の更hands続
- (4) 第2条に規定する資格に関する文書入手するための手段

(特例政令の規定による一般競争入札の公告)

第49条 特例政令第6条の公告をするときは、第6条第1項の規定により公告しなければならない事項のほか、次の各号に掲げる事項について、一般競争入札の入札期日の前

日から起算して、少なくとも40日前（一連の調達契約のうちの最初の契約以外の契約に係るものについては、24日前（最初の契約に係る公告において、最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨規定した場合に限る。））までに本学ホームページに掲載しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

- (1) 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (3) 特例政令第8条に規定する文書の交付に関する事項
- (4) 落札者の決定の方法

2 第20条の規定は、この章においては適用しない。

（特例政令の規定による指名競争入札の公示等）

第50条 前条第1項の規定は、特例政令第7条第1項の公示に準用する。

第51条 特定調達契約について、第2条の規定による資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準は、第26条による。

第52条 第50条の場合においては、前条の基準に基づく指名競争入札において指名されるために必要な要件を併せて公示するものとする。

（競争参加者の指名の通知）

第53条 第7条の規定にかかわらず、特定調達契約に係る競争参加者の指名の通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して、少なくとも40日前（一連の調達契約のうちの最初の契約以外の契約に係るものについては、24日前（最初の契約に係る公示において、最初の契約以外の契約に係る公示を少なくとも24日前に行う旨規定した場合に限る。））までにしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

2 前項の指名の通知をする場合にあつては、第7条第1項に規定する事項のほか、次に

掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
- (2) 契約の手續において使用する言語

(競争入札の公告又は公告事項)

第54条 理事長は、第49条第1項の公告又は第50条の公示において、当該公告又は公示に係る特定調達契約に関する事務を担当するグループの名称及び契約の手續において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を英語、フランス語又はスペイン語により記載しなければならない。

- (1) 調達をする物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 入札期日及び電子入札にあつては、入札期間
- (3) 公告又は公示に係る特定調達契約を担当するグループの名称

(特定調達契約に係る競争入札に参加しようとする者の取扱い)

第55条 理事長は、特定調達契約につき、特例政令第6条の公告をし、又は特例政令第7条第1項の公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者から、第47条の申請（以下「競争入札に係る資格審査の申請」という。）があつたときは、速やかに、入札参加資格の有無について審査を開始しなければならない。

2 理事長は、競争入札に係る資格審査の申請があつた場合において、開札の日時まで前項の審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

3 理事長は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、第1項の審査の結果第2条第1項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、第26条の基準に基づき当該入札において指名されるために必要な第52条の要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、当該指名された者に対し第7条第1項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予

定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

(2) 契約の手續において使用する言語

- 4 理事長は、特定調達契約につき競争入札に係る資格審査の申請した者から第1項の審査の終了前に入札書が提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争入札の場合にあっては第2条に規定する資格を有すると認められることを、指名競争入札の場合にあっては前項により指名されていることを条件として、当該入札書を受理しなければならない。

(郵便入札)

第56条 理事長は、特定調達契約につき郵便による入札を禁止してはならない。

(入札説明書の記載事項)

第57条 特例政令第8条に規定する入札を行うため必要な事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 特例政令第6条、第7条第1項又は第10条第5項若しくは第6項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。）
- (2) 調達をする物品等又は役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
- (5) 契約の手續において使用する言語
- (6) 電子情報処理組織を使用して契約の手續を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項
- (7) その他理事長が必要と認める事項

(落札者の通知等)

第58条 理事長は、特定調達契約について一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を当該請求をした入札者に書面により通知しなければならない。

- (1) 落札者を決定したこと

(2) 落札者の氏名及び住所

(3) 落札金額

(4) 当該請求をした入札者が落札者とされなかった理由（当該請求をした入札者の入札が無効とされた場合にあっては、その理由）

（特例政令の規定による複数落札入札制度に係る予定価格の決定方法）

第59条 特例政令第10条第1項の予定価格は、調達しようとする物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額とする。

（特例政令の規定による複数落札入札制度に係る一般競争入札の公告）

第60条 特例政令第10条第5項の公告をするときは、第49条第1項の規定により公告しなければならない事項のほか、次に掲げる事項について、本学ホームページに掲載しなければならない。

(1) 特例政令第10条第1項の規定による一般競争入札の方法による旨

(2) 特例政令第10条第2項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨

(3) 特例政令第10条第11項の規定により当該一般競争入札を取り消す旨

(4) 端数の入札を制限する場合にはその旨

2 第54条及び第55条の規定は、特例政令第10条第5項の公告に準用する。

（特例政令の規定による複数落札入札制度に係る指名競争入札の公示等）

第61条 第52条、第54条及び第55条及び前条第1項の規定は、特例政令第10条第6項の公示に準用する。

（特例政令の規定による複数落札入札制度に係る競争参加者の指名の通知）

第62条 特例政令第10条第7項の規定による通知をするときは、第53条第2項の規定により通知しなければならない事項のほか、第60条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、同項第1号及び第3号中「一般競争入札」とあるのは、「指名競争入札」と読み替えるものとする。

(落札者等の公示)

第63条 特例政令第12条の公示をするときは、決定した日の翌日から起算して72日以内に、次の各号に掲げる事項を本学ホームページに掲載しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、特例政令第6条若しくは第10条第5項の公告又は特例政令第7条第1項若しくは第10条第6項の公示をした日
- (8) 随意契約による場合にはその理由
- (9) その他理事長が必要と認める事項

(最低制限価格の適用除外)

第64条 第12条の規定は、この章においては適用しない。

(特定調達契約に係る記録の作成及び保管)

第65条 理事長は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の内容等必要な記録を作成し、保管しなければならない。

第12章 雑則

(雑則)

第66条 この規程に定めるもののほか、契約の事務に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。